

県道所沢狭山線外1線基幹管路更新検討業務委託

(基幹管路φ600, φ300の更新ルート)

特記仕様書

1. 目的

本業務は、狭山市役所前の稻荷山高区配水区域の基幹管路 φ600 および φ300 を更新するうえで、実現可能な更新ルート案を選定することを目的とし、次年度に発注する当該管路の基本設計の基礎資料とする。

2. 対象基幹管路

DIPφ300mm A形 L=560m

DIPφ600mm K形 L=580m

3. 実施期間

業務の実施期間は、令和8年度の契約日から令和9年3月31日までとする。

4. 業務の留意点

本業務の受託者(以下「受注者」という)は、業務の遂行にあたって、発注者の意図及び目的を十分理解し、業務遂行に遺漏のないように努めること。

業務内容の特殊性を考慮し、工程管理に十分留意すること。

5. 法令等の遵守

業務の遂行にあたっては、本仕様書のほか、関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

6. 守秘義務

受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

7. 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たり、発注者の契約約款に定めるものの他、下記の書類を提出しなければならない。

- ① 業務着手通知
- ② 業務工程表
- ③ 業務計画書
- ④ 管理技術者および照査技術者、担当技術者選任通知書
- ⑤ 業務経歴書および TECRIS の写し
- ⑥ 業務完了通知
- ⑦ 納品書(成果品)
- ⑧ 請求書
- ⑨ その他業務上、必要となる書類

なお、承認された事項を変更仕様するときは、その都度発注者の承認を受けるものとする。

8. 配置技術者

① 受託者は、管理技術者および照査技術者をもって秩序正しく業務を行わせるものでなくてはならない。

② 照査技術者は、照査計画書を作成するとともに、業務の節目ごとにその成果の確認を行い、照査技術者自身による照査を行わなければならない。また、技術士(総合技術監理部門/上下水道－上水道及び工業用水道)、水道施設管理技士(管路施設1級)の資格保有者でなくてはならない。また過去 5 年以内に地方公共団体または地方公共団体が経営する地方公営企業若しくは企業団との業務委託契約により「水道管路施設更新計画」または「水道管路施設耐震化計画」に係る業務を履行した技術経験を有する者であって、その実務経験が TECRIS に登録されている技術者でなくてはならない。

③ 管理技術者は、技術士(総合技術監理部門/上下水道－上水道及び工業用水道)の資格保有者でなくてはならない。また過去 5 年以内に地方公共団体または地方公共団体が経営する地方公営企業若しくは企業団との業務委託契約により「水道管路施設更新計画」または「水道管路施設耐震化計画」に係る業務を履行した技術経験を有する者であって、その実務経験が TECRIS に登録されている技術者でなくてはならない。

④ 原則として業務完了まで配置技術者の変更は、病床・死亡・退職のほかは認めない。

⑤ 配置技術者は入札日3ヶ月以前から恒常的な雇用関係がある者であること。

⑥ 受託者は上記の資格及び実績、雇用関係を証明する下記書類を提出すること。

- ・資格証
- ・TECRIS(登録内容確認書(業務実績))等業務内容を証明する書類
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書など

9. 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合は速やかに発注者に変更工程表を提出し、協議しなければならない。

10. 成果品の審査

- ① 受注者は、業務完了時に発注者の成果品審査を受けなければならない。
- ② 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- ③ 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

11. 引渡し

成果品審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、発注者検査員の検査をもって業務の完了とする。

12. 疑義の解釈

本仕様書の定める事項について疑義を生じた場合、または本仕様書に定めない場合は、発注者、受注者協議のうえこれを定める。

13. 業務内容

1)更新ルートの検討

1-1)更新ルートの設定

発注者から提供する地下埋設物調査資料(県水、下水、ガス、NTT、東京電力等)をもとに、発注者と受注者の協議のうえ、基幹管路 φ600 および φ300 の布設ルート案を数ケース設定する。

1-2)更新ルートの管網解析

直近の配水実績に基づき、稲荷山高区・低区配水区および水野配水区の管網解析を行い、当該管路の配水量と流向を整理する。なお、管網解析モデルは、「狭山市水道事業基幹管路更新計画策定業務 令和5年3月」で構築したモデルを利用する。

管網解析結果による該当管路の配水量を踏まえ、「1-1)更新ルートの設定」で設定した布設ルートについて管網解析を行い、ルート案を再検証する。

なお、稲荷山低区配水区やその他の影響が生じると考えられる配水区への影響を考慮しながら業務を遂行することに留意する。そのため、影響が生じる配水区域がある場合は、必要に応じて管網解析を追加で検討する。

1-3)更新時における水運用方法の検討

更新ルートの工事期間における水運用方法を検討し、必要に応じて管網解析により配水区域の見直し等を検討する。現行ルート案で更新を行う場合は、通水を停止できるか否かを検討する。

2)とりまとめ

検討結果を報告書としてとりまとめる。

14. 成果品

提出成果品は以下のとおりとする。

調査報告書(A4版)	2部
電子成果品	一式